平成２２年（フ）第９４２号
横浜市磯子区磯子３丁目６番１―1631号
債務者　神田　題輔
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４６号
神奈川県大和市南林間７丁目12番７号　エスポワール南林間301
債務者　鈴木孝太郎
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６３号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目24番６号
債務者　荒井　早苗
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６４号
神奈川県大和市福田１丁目９番地４　ライオンズマンション桜ケ丘駅前607号
債務者　酒井　大輔
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１号
静岡県磐田市匂坂上188番地２　メゾンセギュレＩ―Ｈ号室
債務者　市川　　綾
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
静岡県浜松市中区早出町702番地　パルラーテN202号室
債務者　柳瀬　啓吾
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
静岡県浜松市中区早出町702番地　パルラーテN202号室
債務者　柳瀬　麻衣
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
静岡県浜松市中区葵西５丁目５番48号　コーポ伊藤102
債務者　加藤　保平
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
静岡県磐田市向笠竹之内1192番地11
債務者　佐藤　千代
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
静岡県浜松市浜北区善地1170番地の１
債務者　久保田俊子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１００７７号
大阪市旭区大宮４丁目６番１号　リバーランドビル303号室
債務者　山根　成訓
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０号
熊本県人吉市北泉田町242番地１
債務者　漆尾　美知
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１５４号
愛知県知立市新林町新池１番地１　ニューフォレストタウンＤ―105号
債務者　道下　修一
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
岡山市北区伊島町３丁目６番20号
債務者　瀬戸川惠子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７９５号
東京都足立区大谷田５丁目11―１―104
債務者　鈴木　　司
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部